



トーマツ

令和元年7月15日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 連携事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

1. 手引きの構成

2. 制度の概要

- (1) 事業継続力強化計画認定制度とは
- (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで

3. 計画策定の手順

- (1) 申請に向けた検討ステップ
- (2) 連携型申請書様式の記載方法・対策事例

4. ご利用可能な支援措置

- (1) 金融支援
- (2) 税制措置

5. よくあるご質問

6. ホームページ・問い合わせ先

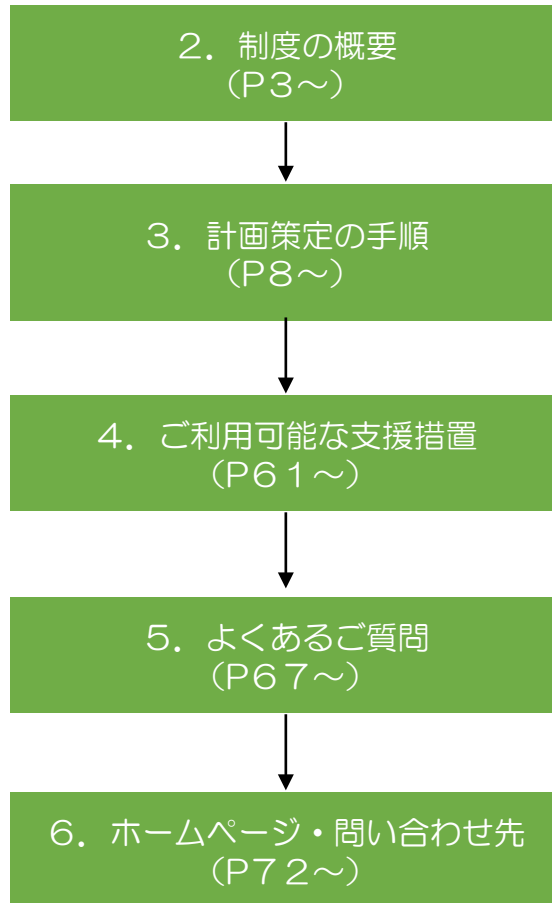
1. 手引きの構成

1. 手引きの構成

「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減を目指し、事業活動の継続に向けた取り組みを計画したものです。認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業で実施する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して計画・申請する「連携事業継続力強化計画」があります。

本手引きでは制度概要に加え、連携型の「連携事業継続力強化計画」に関する事項について解説します。



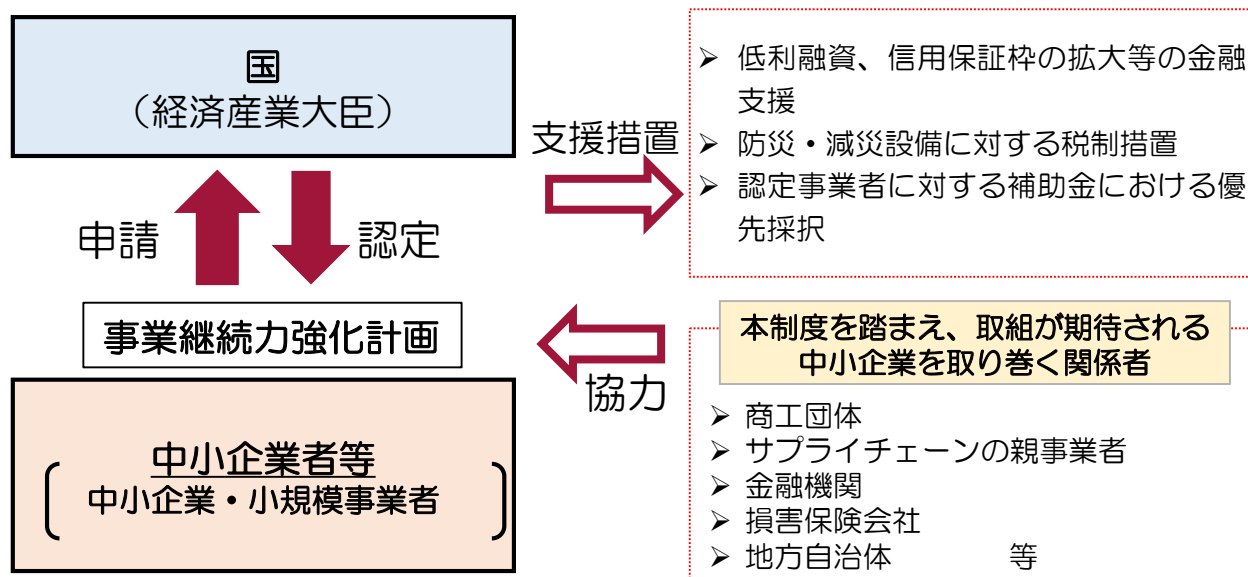
2. 制度の概要

2. (1) 事業継続力強化計画認定制度とは

制度の概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだものであり、支援措置（例えば設備投資への税制優遇など）を受けるために、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを計画に盛り込むこととなります。



制度利用のポイント

【ポイント1】 防災・減災対策として必要な取組を計画として盛り込むものです。

①企業の概要（連携型の場合は連携企業の概要）、②自然災害が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）、③初動対応の内容、④事前対策の内容、⑤事前対策の実効性の確保に向けた取組、など申請書を記入することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能です。

- 税制措置…認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却を受けることができます。
- 金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます。
- 予算支援…計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金で審査の際、加点を受けられます。

2. (2) 制度活用の流れ（認定を受けられる対象企業）

認定を受けられる「中小企業者の規模」

（中小企業等経営強化法
第2条第1項）

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は事業継続力強化計画の認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで①）

全体像

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

金融支援を受ける場合には、適用対象者の要件や手続き等を事前に確認して下さい。また、計画申請前に関係機関にご相談いただく必要があります。

2. 連携事業継続力強化計画の策定

- ① 「単独型」「連携型」のどちらを提出するのかが判断いただきます。
※グループ会社等複数で申請する場合は、連携型となります。自社以外が全て中小企業者以外の場合は単独型となります。
- ② 「基本方針」及び「作成指針」を踏まえて、本手引きを参照しながら事業継続力強化計画を策定してください。
※基本方針及び作成指針はこちらからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

3. 連携事業継続力強化計画の申請・認定

- ① 経済産業大臣宛てに必要な書類を下記宛先に提出ください。
- ② 認定を受けた場合、経済産業大臣から計画認定書と計画申請書の写しが公布されます。（申請から認定まで約45日かかります。）

申請先		住所	電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0321	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	愛知、岐阜、三重
中部経済産業局	電力・ガス事業北陸支局産業課	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階	076-432-5401	富山、石川
近畿経済産業局	中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6023	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	中小企業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	経営支援課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5592	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

4. 連携事業継続力強化計画の開始、取り組みの実行

税制措置・金融支援等を受け、連携事業継続力強化計画の取組を実行していただきます。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで②）

申請に必要な書類

- ① 申請書（原本）
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類
※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。
- ④①～③の電子データ（PDFファイル）が格納されているCD-R
- ⑤返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

変更申請とは

- 認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る連携事業継続力強化計画を変更しようとするとき（設備の追加取得や連携対象企業の追加等）は、経済産業政省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を改めて受けなければなりません。必要書類を担当窓口までご送付ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第52条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた連携事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。
- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

変更申請に必要な書類

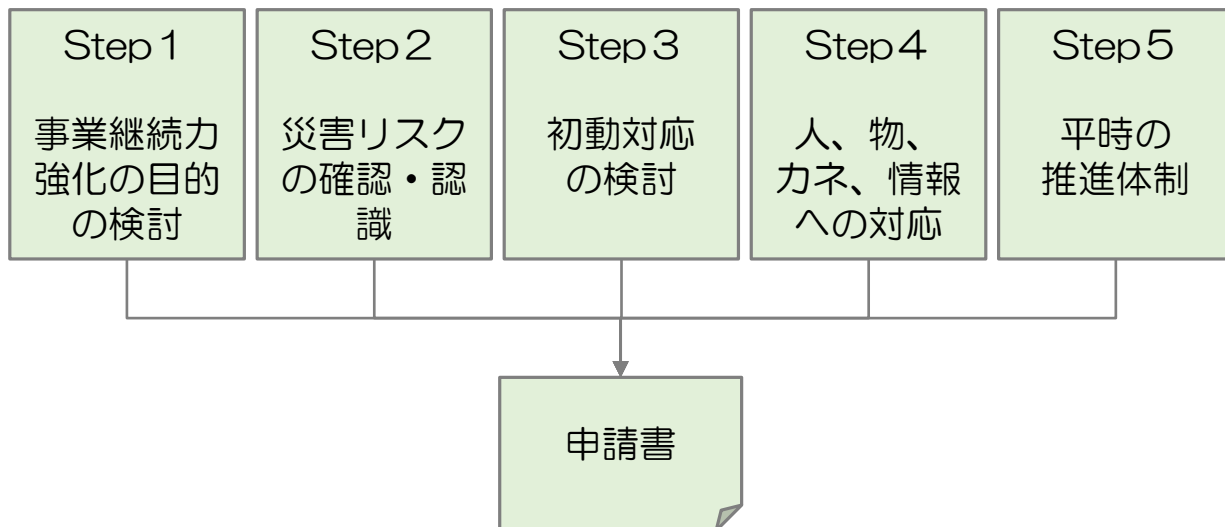
- ① 変更申請書（原本及びその写し一部）
- ② 事業継続力強化計画（変更後）
（認定を受けた事業継続力強化計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。）
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧連携事業継続力強化計画認定書の写し
- ⑤ 旧連携事業継続力強化計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載ください）
- ⑥ ①～⑤の電子データ（PDFファイル）が格納されているCD-R
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

3. 計画策定の手順

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

検討のステップ (1/3)

申請にあたり、主に以下の5つのステップを通じて申請書を作成します。



【STEP1 事業継続力強化の目的の検討】

- ✓ 事業継続力の強化を図る上で、個別企業では対応が難しい、又は非効率なことであっても、複数の企業が連携することで大きな成果に繋がる場合もあります。
- ✓ 連携型の特徴は、以下のとおりです。
 - ① 災害時には自社のリソースだけでは早期復旧が困難な場合があるが、例えば、事業所内に流入した土砂の撤去作業を連携事業者の協力を得て行うことで早期復旧が可能となる
 - ② 集団で取り組むことにより、発信力・交渉力が強化される
 - ③ 被災しなかった企業と協力関係を構築することで、代替生産や復旧に向けた人員応援が可能となる
- ✓ 先ずは、連携企業同士で話し合い、事業継続力の強化の取組の目的について考えましょう（例えば、「供給責任を果たす」、「地域社会の安全確保」、「災害協定の締結による災害ダメージの軽減」など。）。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

検討のステップ (2/3)

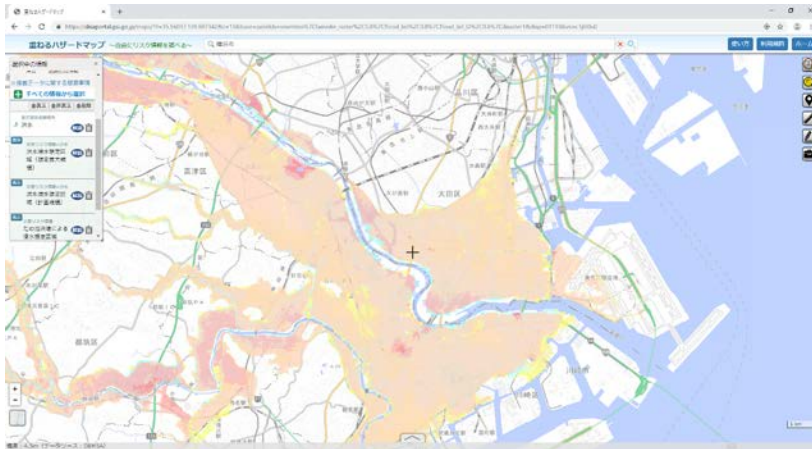
【STEP2 災害リスクの確認・認識】

✓ ハザードマップなどを活用しながら、まずは事業所・工場などが立地している地域の**災害リスクを確認・認識**しましょう。

■ハザードマップ

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- J-SHIS (地震ハザードステーション) <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

<国土交通省ハザードマップ (洪水) の例>



浸水の想定区域が着色されています。これを基に、自社、取引先などの立地が、どのような被害となりそうかを予測します。また、周辺道路が災害時にも利用できそうか、電気、水道、ガス等も継続利用が可能かという点を推測するための基礎資料としても活用できます。

✓ このような被害想定を基に、「ヒト (人員)」「モノ (建物・設備・インフラ)」「カネ (リスクファイナンス)」「情報」の四つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

✓ 連携事業継続力強化計画では、連携企業の中で想定する災害を決定し、その中でどのような連携を図るかを検討することになります。

【例】

- 南海トラフ地震では○社の被災が想定され、×社に対する影響は・・・
- 連携企業が集積する〇〇地区では、台風等の水害により、〇〇の影響

✓ また、連携企業の中で既に被害想定を検討している企業が存在する場合は、その結果を共有することも効率的です。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

検討のステップ (3/3)

【STEP3 初動対応の検討】

- ✓ 次に、災害が発生した直後の初動対応を検討します。連携事業継続力強化計画において、災害が発生した場合は、個社で以下の取り組みが求められます。
 - ① 人命の安全確保
 - ② 非常時の緊急時体制の構築
 - ③ 被害状況の把握・被害情報の共有
- ✓ 上記の個々の取組みに加え、連携企業間の
 - ① 指揮命令体制の整備
 - ② 被害状況の集約と情報発信についても検討を行います。

【STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応】

- ✓ STEP2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、連携型では連携企業間でどのような対策を実行することが適当か検討します。これには、
 - ① 非被災企業から人員を派遣する
 - ② 非被災企業で代替生産を行う
 - ③ 団体保険・共済へ加入する
 - ④ 共同で重要情報のバックアップサーバを設置するなどが考えられます。詳細は本手引きのP39～を参照ください。

【STEP5 平時の推進体制】

- ✓ 連携企業における平時の推進体制を検討します。連携企業をとりまとめる事務局を設置し、定期的な会合を開催し、連携事業継続力強化計画の内容確認を行うことなどが考えられます。
- ✓ 定期的に連携企業間で訓練や教育を行うことも検討します。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

0. 認定申請書の入手方法

申請書様式類は中小企業庁の公式HPからダウンロードしてください。

事業継続力強化計画

概要

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。こうした自然災害は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、中小企業庁は、中小企業の自然対策に対する事前対策(防災・減災対策)を促進するため、第198会通常国会に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(以下、中小企業強弱法という)」を提出し、国会審議を経て、令和元年5月29日に成立、今夏施行する予定となっています。中小企業庁では、本法に基づき防災減災に取り組む中小企業が「事業継続力強化計画」を簡易に策定することができるよう様々な支援策を準備しています。

「事業継続力強化計画」の認定制度とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。計画に記載する項目の事例は以下の通りです。

- ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- 安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- 人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- 訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組 等
 - ・事業継続力計画概要(PDF形式：1,255KB)
 - ・事業継続力強化計画申請様式(パブリックコメント中)(PDF形式：174KB)
 - ・連携事業継続力強化計画申請様式(パブリックコメント中)(PDF形式：190KB)



ダウンロードの方法

- 以下のHP（中小企業庁の公式HP）にアクセスし、ダウンロードしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業継続力強化計画に係る認定申請書等について）

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

0. 認定申請書（表紙）の記載方法

認定申請書（表紙）には申請者の住所、名称、代表者の役職及び氏名用を記載します。

様式第●

事業継続力強化に係る認定申請書

P6記載の各経産局長として
ください

殿

申請日を記載してください

年 月 日

省略等はせず、正式名称で
記載してください

住
名
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名

所
称
印

実印である必要があります

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



注意点

- ✓ 連携の代表者1者（取り纏め企業で**必ず中小企業者であること**）のみが記載してください。
- ✓ 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

1. 名称等 — (1) 代表者

申請企業の基本情報を記入します。

1 名称等	
(1)代表者	
フリガナ 事業者の氏名又は名称	_____
代表者の役職名及び氏名	_____
資本金又は出資の額	_____
業種	_____
常時使用する従業員の数	_____
法人番号	_____
設立年月日	_____



注意点

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、「法人番号なし」と記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

1 手続きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

1. 名称等

(2) 連携事業継続力強化を行う中小企業者（代表者を除く。）

1	事業者の氏名又は名称 _____
	代表者の役職名及び氏名 _____
	資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
	業種 _____
	法人番号 _____ 設立年月日 _____



注意点

- ✓ 連携に参加する全ての者について記載してください。

2. 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

1	事業者の氏名又は名称 _____
	代表者の役職名及び氏名 _____
	資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
	業種 _____
	法人番号 _____ 設立年月日 _____



注意点

- ✓ 連携に参加するすべての大企業について、前頁同様に記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要

連携事業者の事業活動の概要を記載します。

記載例

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	<p>(サプライチェーンにおける複数事業者の連携例)</p> <ul style="list-style-type: none">・当該連携は、自動車製造に関わる事業者が集まっている。これらの連携事業者は、〇〇市の税収の〇割を占める親事業者の操業再開にも関わる事業者の集まりである。 <p>(組合における複数事業者の連携例)</p> <ul style="list-style-type: none">・本組合は、電子部品製造に関わる事業者が集まった組合である。当該組合は、電子部品製造に不可欠な〇〇のうち全国シェアの1割を占めており、かつ〇〇地域に集積している事業者の集まりである。 <p>(地域における複数事業者の連携例)</p> <ul style="list-style-type: none">・当該連携は、地域の商店街の店舗が集まった連携である。当該商店街は、地域住民の生活必需品等を販売しており、近隣に商店街などがないことから、生活にとって不可欠な役割を担っている。・当該連携は、〇〇市の主要な中小企業や大企業が集まった連携である。連携事業者は、当該地域の雇用の多くを担っており、早期復旧がなされず事業所閉鎖などとなった場合、当該自治体の人口減に繋がっていく可能性なども想定される。
---------------------------------	---



考え方

- ① 連携を構成する複数の事業者の事業活動の概要を記載してください。
- ② 業種等に加え、計画を作成するそれぞれの連携事業者の事業活動が担う役割（サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用をさせている等）を検討したうえで記載してください。当該記載がない場合、支援措置を受けられない可能性があります。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標 連携事業継続力強化に取り組む目的

目的は社是等などと同様のもので、災害時、連携企業としてどう行動していくかという意思表示のようなものです。企業が連携しながら、何を目的として事業継続の強化を図るのかを検討し、記載します。

記載例

連携事業継続力強化に取り組む目的	<p>【例1】 ・自然災害が発生した場合においても、生鮮食品の供給を安定的に継続できるよう、組合員企業が連携して事業継続力強化に取り組む。</p> <p>【例2】 ・自然災害が発生した場合においても、C社をトップとするサプライチェーンが機能するよう、A社及びB社が連携してエンジンの供給を安定的に継続するため、サプライチェーンを構成する各企業が一体となって事業継続力強化に取り組む。</p> <p>【例3】 ・自然災害が発生した場合において、早期に事業が再開できなければ、近年増加する外国人観光客の客足が遠のいてしまうことが想定されるため、旅館含め地域が連携して事業継続力強化に取り組む。</p>
------------------	--



考え方

- ① 前頁で検討した連携企業が担う役割を踏まえつつ、下記の観点について連携企業の理念等と照らし合わせて考えてください。
 - ・ 供給責任を果たす
 - ・ 地域社会の安全確保
 - ・ 災害協定の締結による災害ダメージの軽減
 - ・ 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - ・ 従業員やその家族に対する責務
 - ・ 事業継続強化に当たっての理念や基本的な方針
 - ・ 自社の企業理念や経営方針



具体例

- ・ 医療品や燃料など社会的な供給責任のある物を供給し続ける
- ・ 観光業、小売業などでは来客者（顧客）の安全を確保し、早期に安全な場所まで避難させる
- ・ サプライチェーンを途絶させないよう、製品・サービスを供給する
- ・ （スーパーなど）連携して事業をできる限り継続し、地域の顧客に商品を提供し続ける

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討マップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. 事業継続力強化の目標 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 (1/2)

ハザードマップ等を用いて連携事業者の事業活動に影響を与える自然災害を1つ以上想定します。

記載例

事業活動に影響 を与える自然災害 等の想定	<p><input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 (認識している場合は、チェック。)</p> <p>(具体的な内容) また、どのような自然災害等を想定しているかを記載する。 遠隔地の複数の事業者が連携するケースの場合は、影響を与える想定災害を記載する。</p> <p>◆記載例その1(同一地域) ・当該地域は南海トラフ地震で大きな揺れが想定され、また一部の連携事業者は津波被害が想定される地域に事業所を有しており、これらの被害が想定される。 また、当該地域は、〇〇川流域にあり、当該河川については、洪水の可能性があり、一部の連携事業者は洪水が想定される地域に事業所を有しており、ハザードマップ上も浸水想定地域とされており浸水被害が想定される。 これらの災害で、直接・間接の被害を受けることが想定される。</p> <p>◆記載例その2(遠隔地域間) ・連携事業者の一部が所在する地域では、震度6強の地震が想定されている。一方、別の連携事業者が所在する地域においても、〇〇地震の発生が想定されるとともに、〇〇川の洪水により一部の連携参加事業者に甚大な浸水被害(床上浸水以上)が想定される。</p>
-----------------------------	--



考え方

- ① ハザードマップやJ-SHIS (地震ハザードステーション) 等を確認し、連携事業者の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害等を記載してください。
- ② 全ての連携事業者が、自らの事業継続上、必要な拠点についてハザードマップやJ-SHIS等によって自然災害等のリスクを認識していることを確認した上で、チェックボックスにチェックを入れてください。
- ③ 震度や想定浸水等は具体的に記載してください。
- ④ 間接被害(主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在しているなど)による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。



注意点

- ✓ 自然災害の想定は一つ以上記載してください。
- ✓ 遠隔地の複数の事業者が連携する場合は、一番大きな被害が想定される代表的な災害を記載してください。全ての事業者の想定災害を記載する必要はありません。

ハザードマップの確認方法：P19参照

3. 事業継続力強化の目標 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 (2/2)

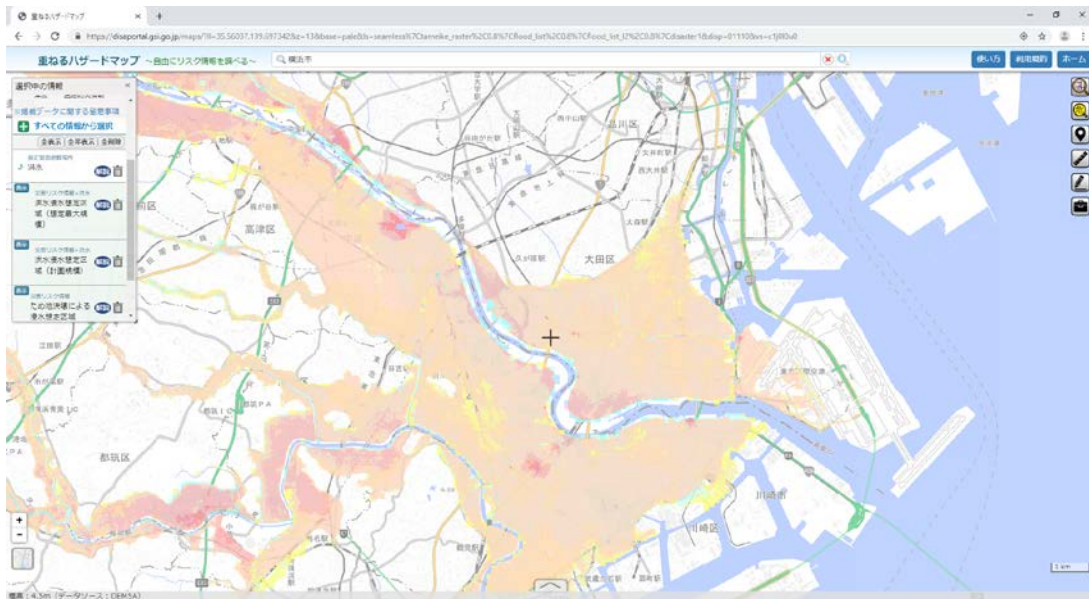
ハザードマップの確認方法

ハザードマップの確認方法について解説します。

<ハザードマップの入手方法>

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- J-SHIS（地震ハザードステーション）：<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

<国土交通省ハザードマップ（洪水）の例>



- 浸水の想定区域が着色されています。
- ハザードマップに基づき、自社、取引先などの立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうかを確認します。
- また、ハザードマップは、災害時の周辺道路の利用確認や、電気、水道、ガス等の継続利用の可否を想定する基礎資料としても活用できますこれを基に、自社、取引先などの立地が、どのような被害となりそうかを確認します。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害の発生が事業活動に与える影響（1/5）

前頁で想定した自然災害等の発生により、連携事業者の事業活動に生じる影響を検討し、記載します。

記載例

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>連携における自然災害リスクにより具体的な影響について、人・モノ・金・情報についてそれぞれ記載する。</p> <p><input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。（認識している場合は、チェック。）</p> <p>（人員に関する影響） 被災した連携参加事業者において、想定される災害により社員の多くが出勤できなくなる可能性がある。</p> <p>（建物・設備に関する影響）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 想定される地震により、一部の連携事業者において揺れにより事務所・工場の倒壊の可能性がある。・ 想定される洪水により、一部の連携事業者において浸水により、建物・設備の水没被害の可能性がある。 <p>（資金に関する影響）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 想定される災害により、一部の連携事業者において、速やかな事業再開ができないため、売上げがなく、運転資金や復旧資金の確保が困難となる可能性がある。 <p>（情報に関する影響）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 想定される災害により、一部の連携事業者において、通信網の途絶などにより外部サーバや、自社設備の被災によりオフィス内のサーバが利用できなくなり、事業活動に必要な情報入手が困難となる可能性がある。 <p>（その他の影響）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 周辺の交通網の寸断や風評被害などにより、当該地域へのモノの発注や観光客などが来なくなる可能性がある。
---------------------	---

考え方

- ① 全ての連携事業者が、ヒト・モノ・カネ・情報の観点から、自社の自然災害等のリスクによって受ける影響を分析したことを確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。
- ② 前頁で想定した自然災害等の発生により連携事業者の事業活動に与える影響をヒト（人員）、モノ（建物・設備）、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から検討し、記載してください。
- ③ 影響を考える際は次頁以降を参考にしてください。

注意点

- ✓ 連携型においては個社それぞれの被害について記載する必要はありません。連携企業全体における主な影響を記載してください。
- ✓ 連携事業者が影響を受ける可能性が低い項目については、「影響度合いを検討した結果、連携事業者のオフィス等は耐震性高いため倒壊の可能性が低く影響を受けない」等、影響を受けないと判断した理由を記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害の発生が事業活動に与える影響 (2/5)

被害想定のお考え方

ここでは「事象」と「脆弱性」を使った影響のお考え方を解説します。

事象と脆弱性

- ① 事象：自然災害によって全般的に発生する事象
(例) 地震により大きな揺れに見舞われる
大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
ガスが停止する
高速道路が通行止めとなる 等
- ② 脆弱性：有事の際に想定しうる、事業継続を阻害する自社の弱点
(例) 緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている
予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
保険等による建物や設備破損等への保証が不十分である
データのバックアップを実施していない 等

影響のお考え方

事象と脆弱性を考慮した際に、自社が受けると想定される内容が「影響」です。ここでは、「事象」と「脆弱性」を掛け合わせて考えていただきます。

(例)

- ① 事象：地震により大きな揺れに見舞われる
- ② 脆弱性：予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
- ③ 影響：××地震等により、震度××以上の揺れに見舞われた場合、予想される震度に対し、△△の耐震対策が行われていないためXXが生じる

次ページ以降で「事象」「脆弱性」について例示していますので、二つを掛け合わせて自社の想定される「影響」を考えてください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害の発生が事業活動に与える影響 (3/5)

事象リスト

想定される自然災害から事象例を記載しています。「事象リスト」と次頁「脆弱性リスト」を掛け合わせ、どの様な事業活動に与える影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	事象
地震	地震より大きな揺れに見舞われる
水害	大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
	土砂が敷地内に流れ込む
風害	強風が生じる
火災	火災が生じる
ライフライン	停電する
	ガスが停止する
	断水する（上下水道が利用停止となる）
	通信障害により電話・メール・インターネットが利用できない
交通	電車が止まる
	高速道路が通行止めとなる
	一般道が通行止めとなる
	港湾が利用停止となる
	空港が利用停止となる
	落橋が生じる
供給不足	食料、物資が不足する
	燃料が不足する

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害の発生が事業活動に与える影響 (4/5)

脆弱性リスト (1/2)

「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の観点から事象例（想定される自然災害の例）を記載しています。前ページの「事象リスト」と掛け合わせ、どの様な事業活動に与える影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	脆弱性	災害の種類
ヒト	在宅・リモートで実施できない業務がある	全て
	業務スキルを有したメンバーが限られている	全て
	業務の実施に当たり多数の人員を必要とする	全て
	災害対策に関して最新の情報が不足している、緊急時に協力先が限られている	全て
	緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている	全て
モノ	従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない	全て
	上下水道の停止に備えた対策が行われていない	全て
	出火する可能性のある電機設備に対して出火防止の対策が行われていない	全て
	ガス、火気、化学物質を用いており、揺れや浸水による二次災害の防止策が行われていない	全て
	自社設備が使用不可になった場合の対応策（代替拠点、代替生産先など）が検討されていない	全て
	取引先が災害対策を行っていない	全て
	事業に必要な資源の調達先を把握していない	全て
	非常時における電源の確保策を行っていない	全て
	非常時の輸送手段が確保されていない	全て
	予測される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない	地震
予測される震度に対し、設備の耐震対策が行われていない	地震	

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害の発生が事業活動に与える影響 (5/5)

脆弱性リスト (2/2)

区分	脆弱性	災害の種類
モノ	ガラスの破損に備えた対策が行われていない	地震
	照明、天井の落下に備えた対策が行われていない	地震
	高所から重量物が落下する	地震
	浸水対策が行われていない	水害
	浸水想定よりも低い位置に物品が保管されている	水害
カネ	保険等による建物や設備損壊等への補償が不十分である	全て
	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	全て
	事業停止に備え、共済などへの加入を実施していない	全て
	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	全て
情報	浸水の想定に対し、システムが適切な場所に設置されていない	水害
	データのバックアップを実施していない	全て
	バックアップデータを近隣の施設で保管している	全て
	在宅・リモートによる業務環境を構築していない	全て
その他	物流の混乱に備えた代替ルートが確保されていない。	全て
	取引先の被災に備えた物資の備蓄等を行っていない	全て

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (1/2)

連携の態様を代表的な類型を基に検討し記載します。

記載例

組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。)

(具体的な内容)

- 遠隔地にある同業(〇〇業)の2つの組合による連携である。双方の組合のいずれかが被災した場合に備えて、早期復旧に向けた取組支援や代替生産などを想定した連携となっている。

サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。)

(具体的な内容)

- 建築資材製造のサプライチェーンが集まった連携であり、参加事業者は、全国各地域に点在しており、親事業者である〇〇株式会社も参加している。

地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。)

(具体的な内容)

- 〇〇市の主要な企業(例 〇〇市の雇用の1割を担う)が集まった連携であり、参加事業者の多くは、〇〇市内に事業所を有している。また、連携には大企業が参加するとともに、当該〇〇市役所なども災害時の連絡を図り、避難所運営や道路啓かいに関する協力・調整先として連携を図ることとしている。

その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。)

(具体的な内容)

- 上記3つの連携が混じるような取組である場合、その旨記載する。
- 中小企業の持ち株会社とそれに関係する事業会社が複数集まって取組む連携の場合は、当該部分に記載してもかまわない。



考え方

- 次頁の連携モデルの類型を参考に、「組合等を通じた水平連携」、「サプライチェーンにおける垂直連携」、「地域における面的連携」のどの類型に該当するか検討し、該当のチェックボックスにチェックを入れてください。
- 検討の結果、いずれの類型にも該当しない場合には、「その他の連携の態様である」にチェックを入れてください。
- 「具体的な内容」には、それぞれの連携事業者の役割、連携事業継続力強化の実施体制(幹事社の選定、事務局の設置等)を検討し、具体的な内容を記載してください。

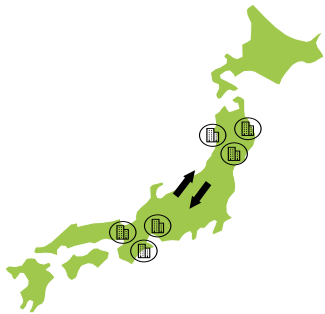
3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (2/2)

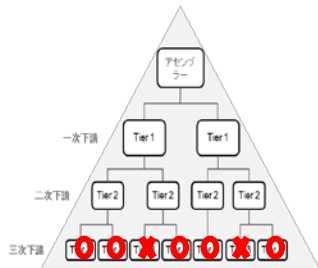
連携モデルの類型

組合等を通じた水平的な連携



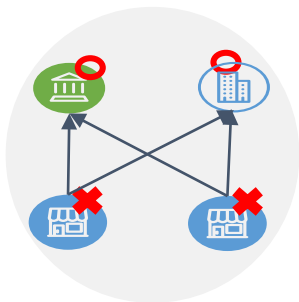
- ✓ 同業種又は異業種に属する複数の中小企業者で構成される。
- ✓ 代替生産の実施、復旧等に必要となる人員や設備の融通、原材料・部品の確保の協力、車両・倉庫等の相互利用、災害対応設備等の共同導入・利用等、複数の中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組む。

サプライチェーンにおける垂直的な連携



- ✓ 原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者で構成される。
- ✓ 水平的な連携での取組に加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組む。

地域における面的な連携



- ✓ 工業団地、商店街、卸団地、地域の商工業者における親睦団体その他の地縁的な関係を有する複数の中小企業者で構成される。
- ✓ 水平的な連携での取組に加え、地方公共団体や自治会組織等、地域の復旧活動に関わる関係機関との協力関係の構築等、地域における面的連携により、事業継続力強化に取り組む。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容 (2) 連携事業者間の協定等の整備状況

連携事業継続力強化に関する意思・合意事項を明確化します。

記載例

連携事業者において連携事業力強化計画に基づく取組を実施していく旨、合意している

考え方

- ① 連携事業者の全ての者において、当該取組を行っていくことについて合意が取れていることなどを記載してください。
- ② 必要に応じて、協定書・秘密保持契約書の作成を検討してください。
- ③ 既に合意書や協定などが締結されている場合、その写しを添付してください。

注意点

- ✓ 製造技術・ノウハウ等については、連携事業者間で十分協議を行い、営業秘密の漏えい防止対策を合わせて講ずる等、適切な対策を講ずることが求められます。

具体例

合意事項としては例えば以下のようなものが上げられます。

- 被災した連携事業者の生産設備が復旧した段階で、代替生産関係を解消し、当該連携事業者の受注に戻すこと
- 製造技術・ノウハウ等の守秘義務に関すること
- 平時からの製造技術・ノウハウの共有化 等

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（協定書サンプル簡易版）

災害時における企業間相互の対応に関する協定書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における対応について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（災害時の連絡体制）

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法について定めるものとする。

（災害時の対応マニュアル）

第4条 甲及び乙は、災害時の対応手順をマニュアルとして策定するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供を行うものとする。

（災害時の連携）

第6条 甲及び乙は、災害時に、以下の内容について連携し、協力し合うものとする。

- ・ 応援人員派遣
- ・ 援助物資の搬送
- ・ 非常用物資・非常用電源・燃料・用水等の相互提供
- ・ 施設や設備の融通
- ・ 代替生産
- ・ 生産や販売等の補完
- ・ 原材料や部品の確保

（防災訓練）

第7条 甲及び乙は、毎年度、災害時における対応について、可能な範囲で合同訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第8条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

（協定の検証）

第9条 甲及び乙は、毎年度、第3条の規定に基づく連絡体制から、第7条の規定に基づく防災訓練等について検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。

（必要経費）

第10条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（疑義）

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定める。

（協定の期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役
〇〇 〇〇
印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役
〇〇 〇〇
印

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況 (協定書サンプル詳細版)

災害時における企業間相互の対応に関する協定書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における対応について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

(対応責任者)

第2条 甲及び乙は、災害における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

(災害時の連絡体制)

第3条 甲及び乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法について定めるものとする。

(災害対策本部の設立)

第4条 甲及び乙は、災害時に以下の基準を満たす時、共同で災害対策本部を設置するものとする。

- ・震度〇以上の地震が発生した場合
- ・大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めた時
- ・気象庁より特別警報が出された時

(災害対策本部長の指名)

第5条 甲及び乙が共同で設置する災害対策本部の本部長は、〇〇とする。

(災害対策本部向け資機材の備蓄)

第6条 甲及び乙が共同で設置する災害対策本部向けに、以下の資機材を〇〇に備蓄する。その費用負担は〇〇とする。

- ・食料・飲料水等
- ・マンホール型トイレ
- ・チェーンソー
- ・拡声器
- ・救急薬品
- ・レスキューセット
- ・担架
- ・発電機
- ・燃料
- ・照明器具（懐中電灯、照明など）
- ・非常用電源（コードリール）
- ・ポンプ（採水用など）

(災害時の通信手段)

第7条 甲及び乙は、災害時の通信手段として、以下を確保するものとする。

- ・固定電話
- ・携帯電話
- ・MCA無線
- ・デジタル無線
- ・衛星電話
- ・Skypeなどのインターネット通話機能

(災害時の対応マニュアル)

第8条 甲及び乙は、災害時の対応手順をマニュアルとして策定するものとする。

(災害時の脆弱性評価)

第9条 甲及び乙は、〇〇（各種インフラ・機能）の災害時の脆弱性評価を平常時に行うものとする。

(帰宅困難者向け物資の備蓄)

第10条 甲及び乙は、共同で帰宅困難者向けに食料、水、懐中電灯等の物資を備蓄するものとする。

(地域貢献、被災者支援)

第11条 甲及び乙は、地域貢献、被災者支援に向けて、共同で以下を行うものとする。

- ・近隣住民・避難者の受入
- ・物資の備蓄・提供
- ・資機材の準備・提供 など

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況 (協定書サンプル詳細版)

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるし質問

6 問い合わせ先

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、災害時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供を行うものとする。

(災害時の人的支援)

第13条 甲及び乙は、災害時に自主的又は要請により、職員を派遣するものとする。

(災害時の人員派遣のルール)

第20条 甲が乙に応援人員を派遣する場合、宿舎は〇〇を利用し、派遣手段は〇〇によるものとする。また、乙が甲に応援人員を派遣する場合、宿舎は〇〇を利用し、派遣手段は〇〇によるものとする。

(災害時の応援要請の伝達方法)

第15条 甲及び乙は、災害時に人員の応援を要請する際、応援を希望する人員の規模と職種を〇〇(連絡手段)を使って伝えるものとする。

(災害時の業務の代替に向けた訓練)

第16条 甲及び乙は、以下の業務等を災害時に代替できるよう、平常時に相互に訓練を行うものとする。

- ・ 経理業務
- ・ 人事業務

(災害時の物的支援)

第17条 甲及び乙は、災害時に自主的又は要請により、援助物資を搬送するものとする。

(災害時の物資の相互提供)

第18条 甲及び乙は、災害時に、非常用物資、非常用電源、燃料、用水等を相互提供するものとする。

(災害時の施設や設備の融通)

第19条 甲及び乙は、災害時に自己の事業の継続に必須の施設や設備等に損壊が生じ事業を継続できなくなった場合に、事業継続のため必要な施設や設備等の融通を相互に要請することができるものとする。

(災害時の代替生産)

第20条 甲及び乙は、一方の企業が災害時に自己の事業の継続に必須の施設や設備等に損壊が生じ事業を継続できなくなった場合で、もう一方の企業が被災しておらず事業の継続が可能な場合、非被災企業が被災企業に代わって代替生産を行うものとする。

(代替生産に必要な情報の共有)

第21条 代替生産に関して、甲及び乙は、代替生産に必要な情報の開示を災害時に行うものとする。必要な情報の開示を災害時に行うために、平常時から開示の準備をしておくものとする。

(代替生産のテスト)

第22条 代替生産に関して、甲及び乙は、代替生産に必要な情報を開示し、代替生産が可能かどうかのテストを平常時に行うものとする。

(災害時の生産や販売等の補完)

第23条 甲及び乙は、一方の企業が災害時に生産や販売等を行えなくなった場合で、もう一方の企業が被災していない場合、生産や販売を補完し合うものとする。

(災害時の輸送ルートの確保)

第24条 甲及び乙は、災害時に通常の輸送ルートが不通となった場合、別の方法で輸送できるよう、予め以下の内容を物流業者との間で具体的に検討するものとする。

- ・ 非常用の輸送ルート
- ・ 輸送燃料の調達方法

(災害時の原材料や部品の確保の協力)

第25条 甲及び乙は、少なくとも一方の企業が被災した場合、原材料や部品の確保について協力し合うものとする。

(備蓄品保管等のための倉庫の相互利用)

第26条 甲及び乙は、備蓄品保管等のための倉庫を相互利用するものとする。

(共同での倉庫設置)

第27条 甲及び乙は、〇〇の備蓄用に共同で倉庫を設置するものとする。

(災害時の優先配給先)

第28条 災害時には、甲が(乙が)工業油、工業水を優先的に使用するものとする。

(災害時の使用量制約)

第29条 災害時には、〇〇の量が〇〇を下回った場合に、その利用について使用量制約を設け、甲が〇〇まで、乙が〇〇まで使用できるものとする。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（協定書サンプル詳細版）

（工場集積地の災害時におけるがれきの処理）

第30条 甲及び乙は、災害時の工場集積地におけるがれきの処理の方法を予め定めるものとする。

（工場集積地の災害時における廃棄物の処理）

第31条 甲及び乙は、災害時の工場集積地における廃棄物の処理の方法を予め定めるものとする。

（災害時の優先復旧エリア）

第32条 甲及び乙は、災害時に復旧する施設・エリアを予め定めておくものとする。

（災害時の発送拠点の共同利用）

第33条 甲及び乙は、災害時でもサプライチェーンを維持するために、災害時に発送拠点を共同利用できるものとする。

（共有施設の耐震性能診断）

第34条 甲及び乙は、共有施設の耐震性能を平常時に診断するものとし、耐震性能が腹側している建物は耐震補強工事を実施するものとする。

（平常時の調査）

第35条 甲及び乙は、サプライチェーンにおいて、連携事業継続のために適切な取り組みが行われているか、平常時から調査を実施するものとする。

（データベース情報共有）

第36条 甲及び乙は、災害時に限り、データベースの共有を行うものとする。

（防災訓練）

第37条 甲及び乙は、毎年度、災害時における対応について、可能な範囲で合同訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第38条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

（協定の検証）

第39条 甲及び乙は、毎年度、第3条の規定に基づく連絡体制から、第37条の規定に基づく防災訓練等について検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。

（必要経費）

第40条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（疑義）

第41条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定める。

（協定の期間）

第42条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○
代表取締役
○○ ○○
印

乙 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○
代表取締役
○○ ○○
印

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（機密保持契約書 サンプル）

機密保持契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり機密保持契約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、△△△を目的として、相互に必要と認められる範囲で、相手方に対し、機密事項を開示する。

（機密事項）

第2条 本契約でいう「機密事項」とは、乙が、甲に対し、△△△に関し、甲又は乙から相手方に開示された情報のうち、口頭、文書、図面、その他の書類に記載されもしくは電磁的に記録された相手方の技術、業務、財務、営業、組織、その他の事項に関するあらゆる情報、及び口頭で開示された情報であって開示後遅滞なく書面で秘密である旨を確認した情報をいう。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 本契約時に既に公知であった情報
- (2) 他方当事者の故意または過失によらないで公知になった情報
- (3) 他方当事者が第三者から適法に取得した情報
- (4) 法令の定めに基づき、または権限のある官公署から開示を要求された場合で、当該要求に対する必要最小限の範囲の情報

（機密保持義務）

第3条

1. 甲及び乙は、他方当事者より提供を受けた機密事項を厳重に管理し、保持する義務を負う。
2. 甲及び乙は、第1条に定める目的を遂行のために必要最小限度の範囲の役員及び社員に限り、他方当事者より提供を受けた機密事項を開示することができる。
3. 甲及び乙は、第1条の目的を遂行するのに必要な限り、予め相手方に書面により通知することにより、機密事項を弁護士、公認会計士その他の専門家に開示することができる。
4. 甲及び乙は、他方当事者の承認に基づき第三者に機密事項の一部を開示する場合には、第三者に対し、甲及び乙と同様の守秘義務を負わせなければならない。

（複写・複製）

第4条 甲及び乙は、機密事項が記載又は記録された全ての文書、図面、その他の書類又は電磁的、光学的記録媒体について、相手方の事前の書面による承諾なく複写および複製してはならない。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲及び乙は、他方当事者から受けた機密事項を第1条の目的以外に使用してはならない。

（機密事項の取扱い）

第6条 甲及び乙は、本契約に基づいて甲又は乙の相手方から開示又は提供された機密情報の提供が、提供した相手方からいかなる権限、所有権、権益の移転・譲渡を意味するものではなく、また、将来の移転・譲渡を約するものでないことに同意する。

（機密事項の返還）

第7条 甲及び乙は相手側から要求があった場合、機密事項を所持する必要がなくなった場合又は本契約が期間満了若しくは合意解約その他の事由により終了した場合には、機密事項を速やかに相手側に返還するものとし、又、返還不能なものについては、相手側に通知の上これを破棄するものとする。

（損害賠償責任）

第8条 甲又は乙が、本契約に定める義務に違反することにより相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、損害賠償の義務を負う。

（契約の有効期間）

第9条 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、いずれかの当事者が期間満了の1ヶ月前までに本契約を更新しない旨を書面にて申し入れなかった場合、本契約の有効期限は1年間自動更新されるものとする。

（契約終了後の秘密保持義務）

第10条 甲及び乙は、本契約終了後も、機密事項を秘密に保持し、第三者には開示しないものとする。ただし、機密事項が甲及び乙の故意または過失によらずに公知となった場合にはこの限りではない。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（機密保持契約書 サンプル）

（協議事項）

第11条 本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

（合意管轄）

第12条 甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役
〇〇 〇〇
印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役
〇〇 〇〇
印

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (1/5)

災害発生直後に実施する初動対応について記載していただきます。

記載例

A	自然災害等が発生した場合における対応手順	<p>対策及び取組内容</p> <p><input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。 (手順を取り決めている場合チェックする)</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●株式会社では、オフィス等に避難場所が掲示される。または、従業員向け手帳に記載されている。 <p><input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。 (手順を取り決めている場合チェックする)</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●株式会社では、従業員との間で、災害時の安否について災害伝言ダイヤルまたはSNS、メールを活用して安否報告がなされるよう周知している。 <p><input type="checkbox"/> 連携事業者間で、自然災害時における指揮命令体制が整備されている。 (整備されている場合チェックする)</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携事業者間における協力体制については、平時からの連絡会議を災害時対応会議に格上げすることとしている。あらかじめ定めた大規模災害時に当該会議を発足することとしている。それ以外の災害時は連携事業者が協議して発足する。 <p><input type="checkbox"/> 連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。 (整備されている場合チェックする)</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携事業者間で、例えば震度5強以上の地震や洪水被害が発生した場合には、各社の取り決めに従い被害情報収集を図るとともに、例えば被害の有無にかかわらず、定められた方法で一定期間内に報告することを取り決めている。
		<p>連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割</p> <p>(連携事業者間で、自然災害時における指揮命令体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携事業者間における支援等を実施するため、幹事会社〇社(幹事会社は複数でも可)を中心とした災害時支援連絡会議(平時は、災害に備えた事前対策検討会議という名称で、協力方法について協議する場や訓練実施時の調整機関として設置)を設置し、参加する事業者が持ち回りで会議の事務を担っている。また、被災時には想定外の被害が生じるおそれがあるため、被災地域に所在しない事業者が、幹事になり替わって支援業務を担う規定などを設けている。 <p>(連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携事業者間での被害状況を把握し、被害情報を発信する手順などが共有できるよう、平時からこれらの取組が行えるように複数の連携事業者が連携事業の幹事会を設置し、被害状況の把握の取り決めやどのような情報をどのように共有するかの取り決めを行うとともに、訓練や見直し検討結果などを踏まえて実効性のある取り組みとなるよう、連携事業者による計画の見直しを毎年実施する。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (2/5)



考え方

- ① 「従業員及び顧客等の避難手順」、「従業員等の安否確認手順」について、全ての連携事業者が整備済みであることを確認し、チェックボックスにチェックしてください。「具体的な内容」には連携事業者の主な事例を記載してください。
- ② 「指揮命令体制」、「被害情報の把握と情報発信手順」について、次頁以降の具体例を参考に連携して取り組む内容を検討し、チェックボックスにチェックを入れ、具体的な内容を記載してください。
- ③ ②における連携事業者それぞれの役割を検討し、「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」に記載してください。



注意点

- ✓ 「指揮命令体制の整備」については、被災時に迅速な立ち上げを可能にするため、「震度6以上の地震又は災害救助法が適用される豪雨災害が発生した場合、いずれかの連携事業者から立ち上げの申し出があった場合に対策本部を立ち上げる」等、客観的な基準を合わせて検討しておく必要があります。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (3/5)

連携事業者の個々の取組（避難に関する手順、安否確認の手順等）

単独事業継続力強化計画策定の手引きP34, 35に個々の取り組み例について記載しておりますのでご参照ください。

連携事業者間における指揮命令系統の整備に向けた取り組みの例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。これらを参考に、今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	対策本部の立ち上げ基準を震度や気象庁の災害情報等を基に策定する	災害対策本部の設置基準を決定する。 例えば、 〇〇地区にて1)震度〇以上の地震が発生した場合、2)大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めるとき、3)気象庁より特別警報が出されたときなど。 地震の震度や気象庁発表等の客観的な基準以外にも、「対策本部長が設置が必要と認められた時、「連携事業者より設置の申し出があった時」等の広範な設置基準を設けることもあります。	-	1日～
2	対策本部の組織や機能を設計する（本部長や事務局のほか、〇〇班を設ける）	災害対策本部長は〇〇とし、〇〇班（〇〇社）を設置する。〇〇班の役割は〇〇とする。	-	1日～
3		（工業団地など近隣地区で企業が集積している場合）火災発生時は〇〇班が消火活動を行う。また、消火用の機材として〇〇を保有する。	消火器 3000円~/ 個	1日～



考え方

- 対策本部は、平時の組織体制などを活用することもできます。また、特定の事業者による業務を任せると継続した取組が困難となるため、年度毎に複担当する事業者を変え、連携事業者が全て参加するような仕組み作りも有効です。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (4/5)

1 手続きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討マップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
4	対策本部の組織や機能を設計する（本部長や事務局のほか、〇〇班を設ける）	<p>連携事業者の災害対策本部向けに以下の資機材を備蓄する。（または、連携団体に利用するため、共同で以下の物資を備蓄する） 備蓄場所は〇〇とする。 費用負担は〇〇とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水等 ・マンホール型トイレ ・チェーンソー ・拡声器 ・救急薬品 ・レスキューセット ・担架 ・発電機 ・燃料 ・照明器具（懐中電灯、照明等など） ・非常用電源（コードリール） ・ポンプ（採水用） など 	<p>携帯トイレ 500円~/個</p> <p>ポータブル 水洗トイレ 30,000円~/個</p>	1週間～
5		連携事業者間における災害時の対応手順を〇〇マニュアルとして策定する。	-	1週間～
6		連携事業者の災害対策本部の設置場所を決定する。また、候補地が被災した場合も想定し代替場所も定めておく。	-	1週間～
7		〇〇を連携事業者の災害対策本部の連絡先とする。	-	1時間～



考え方

- ・ 対策本部の機能は、例えば、防災に係る取組の他、①被害方法の把握、②復旧の支援（人員派遣調整）、③サプライチェーン上の供給代替機能の確保、④地域の復旧時の地方自治体との調整などの役割なども考えられます。
- ・ 細かく機能を決めることも大事ですが、連携事業者による連携の取組を踏まえた役割分担とすることが有効です。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (5/5)

被害情報の把握・情報発信に向けた取り組みの例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後の取組を検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	連携事業者の被害情報の確認手順や手段を事前に整理する	災害発生時には、個者と連携団体の災害対策本部で行う情報交換は〇〇を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の状況 ・ 建物、設備の破損状況 ・ ライフラインの状況 ・ 業務の復旧見込み ・ 支援を求めたい事項（または支援可能な事項） ・ 付近の交通網の状況 など 	-	1時間～
2		複数の連絡先を記載した連絡先リストを作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話番号 ・ 固定電話、 ・ メールアドレス ・ SNSのID など 	-	1日～
3		災害対策本部（連携団体）はラジオ、テレビ等により、交通情報、気象情報、広域被災情報等、各社やインフラの被害などの情報収集を行う。また、これら集約した情報を個者に伝達する。	ラジオ 1000円～ TV 1万円～	1時間～
4		複数の通信手段を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話、携帯電話 ・ MCA無線、デジタル無線 ・ 衛星電話 ・ Skype等インターネット通話機能 	100,000円～/個 (衛星携帯電話)	1週間～
5		〇〇市役所、〇〇協会など、災害対策本部が被災時に連絡をとるべき団体と、各団体に発信すべき情報を整理にする。	-	1時間～
6		関係者への情報発信について、誰が、どの情報を、どのタイミングで、どの手段で行うのかルール化する。	-	1週間～
7		被災した企業の代わりに、一定期間、災害対策本部（またはペアとなった企業）が〇〇の更新を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ HP ・ SNS 	-	1週間～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - B～E

各経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）について、B～Eに事前対策の取組案を記入してください。

その際、B～Eの全てについて記入する必要はなく、連携の取組において、事業継続上どのような対策を講じる事が有効であるか、という観点で検討してください。

例えば、連携の取組にとって重要な業務は何か、その業務はどのような自然災害により停止してしまうか、等を考える事が重要です。

B	自然災害が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ● <今後の計画> ● ●	→	記載の ポイントは P40～
---	----------------------------	---	---	----------------------

C	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<現在の取組> ● <今後の計画> ● ●	→	記載の ポイントは P42～
---	-----------------------------	---	---	----------------------

D	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> ● <今後の計画> ● ●	→	記載の ポイントは P46～
---	----------------------------	---	---	----------------------

E	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ● <今後の計画> ● ●	→	記載の ポイントは P49～
---	-------------------------	---	---	----------------------

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

4 連携マップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - B (1/2)

災害発生後も事業を継続するために、連携事業者が行うヒト（人員体制の整備等）に関する対策を検討します。

記載例

B	自然災害が発生した場合における人員体制の整備	対策及び取組内容
		<ul style="list-style-type: none">被災事業者から要請等があった場合は、復旧等に必要な人員を派遣するよう、取り決めている。復旧支援を行うため、日頃から連携事業者間で従業員の交流会などを実施している。これらの取組を通じて、災害時の対応方法について、担当ベース間で調整する体制を構築している。
		連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割

		<ul style="list-style-type: none">被災連携事業者の復旧を支援するため、被災していない連携事業者は、必要に応じて復旧支援のための人員を提供することなどの役割分担をあらかじめ定めている。
--	--	--



考え方

- ① 次頁の対策事例を参考に必要な対策を記載します。検討のポイントは以下のとおりです。
 - 災害発生時において必要となる人材と、派遣できる人材は誰ですか？
 - 人員派遣の際の交通手段や費用負担はどうしますか？
 - 人員派遣の体制（規模、職種など）はどのようにしますか？
- ② ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 連携の取組における事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※全ての経営資源について、対策を立てる必要はありません。どれか一つ以上の取組を記載する事が必要です。
- ✓ 平時においても有効な対策から試してみましよう。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - B (2/2)

人員体制の整備に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	対策事例	コスト	必要期間
1	有事における連携事業者間の人員の融通・派遣についてルール化する	相互応援に向けて、〇〇社とXX社が相互に支援するなど、企業のペアを予め設定する。(または、災害対策本部にて決定する旨を連携団体内で合意する)	-	1週間～
2		同時被災のリスクが低い〇〇地区のxx組合を災害時の支援依頼先として選定し、xx組合と協議の場を設ける。	-	1週間～
3		連携事業者間で、不足すると見込まれる人員規模や職種などの情報をあらかじめ共有する。	-	1週間～
4		応援人員を派遣する際の、派遣人員の宿舍や派遣手段を事前にルール化をする。	-	1週間～
5		応援人員を受け入れる際の、希望人員(規模・職種)の伝達方法等を事前にルール化をする。	-	1週間～
6		応援人員を受け入れる際の、食料や毛布などの受入体制をあらかじめ検討しておく。	-	1週間～
7		親会社・子会社間やグループ会社内で、経理業務などを代替できるよう、相互に訓練を行う。	-	1か月～
8		技術者や管理部門担当者、営業担当者などの担当者同士で定期的な交流の場を設け、有事の際の人的支援がスムーズに行えるよう情報交換等を進める。	-	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (1/4)

災害発生後も事業を継続するために、連携事業者が行うモノ（設備・機器及び装置の導入）に関する対策を検討します。

記載例

C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容
		<ul style="list-style-type: none">共同で自家発電装置を導入連携事業者内では、仕掛品等の落下防止等の措置を図るよう取り決めている。被災していない他社の設備を利用することや、代替生産する取り決めに協議する。
		連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割

		<ul style="list-style-type: none">設備、機器及び装置について共同購入する場合、主に管理を行う事業者などを記載する。
--	--	--



考え方

- ① P44の対策事例を参考に必要な対策を記載します。検討のポイントは以下のとおりです。
 - インフラの途絶や工場の操業停止、店舗の損壊などを想定して、事業者間でどのような連携が必要ですか？
 - 連携策の中で、自分たち各事業者がどのような役割を担う必要がありますか？
 - どのような事業継続力強化設備等の導入が必要ですか？
- ② ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような目的のために」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※全ての経営資源について、対策を立てる必要はありません。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (2/4)



注意点

- ✓ 事業継続力の強化に向けて、以下の設備を導入する場合は、税制優遇（特別償却20%）が受けられます。（詳細はP65, 66を参照ください）

対象設備の例

設備	要件
機械装置 自家発電機、排水ポンプ等	1台あたり 100万円以上
器具備品 制震・免振ラック、衛星電話等	1台あたり 30万円以上
建物付属設備 止水版、防火シャッター、排煙設備等	1台あたり 60万円以上

- ✓ 税制優遇や、公庫の融資を受けて設備を導入する場合、誰がどのような目的でどのような取り組みを行うか具体的に「対策及び取組内容」に記載する必要があります。
- ✓ 税制優遇を受ける場合は、「5. 事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を記載する必要があります。（P52参照）
- ✓ また、金融支援を受ける場合は「9. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途・用途や資金調達方法等を記載する必要があります。（P59参照）

参照：税制優遇、融資支援 Pxx

5. 事業継続力強化設備等の種類

9. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (3/4)

設備、機器及び装置の導入に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	被害想定を基に、必要・有効と思われる設備・機器等を連携事業者で共同で購入する (発電装置・排水ポンプ等)	災害時に電気の供給が止まった場合に備え、共有の非常用発電機等による電源を確保する。	発電機 数十万円 ~/個	1週間~
2		(工業団地など近隣地区で企業が集積している場合) 団地敷地外周に〇〇などを設置し、敷地内に水が流入しないようにする。 ※コンクリート塀など	-	1か月~
3		災害時に燃料の供給が止まった場合に備え、共有の燃料備蓄基地などを設置する。	-	1日~
4	設備・機器等に対して連携して実施すべき事前対策を施す	(工業団地など近隣地区で企業が集積している場合) 工場集積地におけるがれきの処理の仕方を予め決めておく。	-	1週間~
5		(工業団地など近隣地区で企業が集積している場合) 工場集積地における廃棄物の処理の仕方を予め決めておく。	-	1日~
6	設備・機器等に対して連携して実施すべき事前対策を施す	共有施設の耐震性能を診断する。耐震性能が不足している建物は耐震補強工事を実施する。	数十万円 ~ (耐震補強工事費用)	3ヵ月~
7		地震に備え、共有施設に対し、以下の対策に取り組む。 (例) ・配線、配管等の補強 ・設備の固定化 ・浸水防止 ・金型等の図面データの二重化 ・サーバ等の耐震化 など	数十万円 ~ (耐震補強工事費用)	1か月~

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (4/4)

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
8		<p>〇〇が被災時に利用できない（もしくは調達できない）状況になった場合に、連携企業間で遊休施設、工具などを貸出・共有できないかを検討する。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場、オフィス ・設備、機器 ・材料、部品 など 	-	1週間～
9		<p>災害時の〇〇について、平常時に連携協定を結ぶ。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替生産方法 ・被災企業の生産・販売等に関する補完機能としての取り組み ・設備等の融通や設備の受入 ・原材料・部品の確保の協力 ・備蓄品保管等のための倉庫の相互利用 ・共同での倉庫設置 	-	1か月～
10		近隣企業間において、被災時の協働配送の可能性を検討する。	-	1週間～
11	有事の際の代替生産・各種連携を企画し、予め手順や方法をルール化する	<p>災害時に通常の輸送ルートが不通となった場合、別の方法で輸送できるよう、予め以下の内容を物流業者との間で具体的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時の輸送ルート ・輸送燃料の調達方法 	-	1週間～
12		自社に加え、サプライチェーン上の各社の通常在庫量を品目別に把握し、罹災時の生産可能量・供給可能量を明確化する。	-	1週間～
13		発送拠点の共同利用など、有事の際もサプライチェーンを維持するために連携企業間で協定等を締結しておく。	-	1週間～
14		有事の際の同時被災を避けるため、生産体制や供給体制（サプライチェーン）の地域分散が可能か検討する。	-	1週間～
15		被災時に代替供給先からの調達・生産再開を容易とするために、原材料、部品を含めた物品の規格の統一化・標準化が可能か検討する。	-	1週間～
16		<p>連携団体として優先的に復旧すべき製品・サービス等が存在する場合、事業の代替が容易となるよう〇〇などを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格の共通化 ・プロセスの汎用化など 	-	1週間～

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - D (1/3)

災害時には売上が低下し、資金調達が困難となる可能性があります。平時から、災害時の資金調達方法を検討しておくことが重要です。

記載例

D	事業活動を継続するための 資金の調達 手段の確保	対策及び取組内容
		<ul style="list-style-type: none">資金調達手段の確保のため、連携事業者は想定される被害における事業継続に必要な資金の調達手段についてリスクファイナンス対策を講じることとしている。資金調達に関する啓発活動なども含まれる。親事業者等がファイナンスに関するルールを作っている場合や団体保険・共済の加入なども含まれる
		連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割

	<ul style="list-style-type: none">資金調達手段の確保のため、例えば団体で保険・共済加入する場合は、これらの取り纏めている期間を記載。
--	---



考え方

- ① P48の対策事例を参考に必要な対策を検討し記載します。その際、下記の観点から検討します。
 - 資金調達手段の確保は十分ですか？
 - 確保する必要がある場合、どのような対策が必要でしょうか？
- ② 確保する必要がない場合、確認した事項について記載してください。（各社、2か月以上の運転資金が確保できている等）
- ③ ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような目的のために」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 連携事業者間で代替生産を行う場合、代替生産に要する費用の負担方法や支払方法に係るリスクファイナンス対策について、予め連携事業者間で検討しておくとう良いでしょう。
- ✓ 事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※B~Dいずれかの経営資源について、一つ以上の取組を記載する事が必要です。
- ✓ 平時においても有効な対策から試してみましよう。

3. (3) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - D (2/3)

計画認定後利用可能な支援措置の例

1. 金融支援

以下の金融支援策を活用すること可能です（※）。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
設備投資に必要な資金に係る低利融資
- ② 中小企業信用保険法の特例
通常とは別枠での追加保証

※適用対象者等の詳細は、「金融支援 P62」を参照ください。

2. 税制支援

事業継続力強化計画に基づいて取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却が適用できます（※）。

※適用対象者等の詳細は、「税制支援 P65」を参照ください。



注意点

- ✓ 金融支援や税制支援を受ける場合、「対策及び取組内容」において、「どのような設備を」「どのような目的で」「どのように活用するか」を明記する必要があります。
- ✓ また、金融支援や税制支援を受ける場合は「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途・用途や資金調達方法等を記載する必要があります。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - D (3/3)

資金の調達手段の確保に向けた取組の例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	(連携事業者個々における) 必要資金の調達手段について、リスクファイナンスを講ずる	災害時に向けた資金の準備状況(〇〇)を共有し、必要に応じて個社が対策を講じる。 例) ・運転資金の保有状況 ・保険の種類	-	1か月～
2	連携事業者間で資金調達・リスクファイナンスに関する啓発活動を実施する	平時から資金調達手段に関わる情報の共有や、関係機関とのこれらの知識を得るための場を設定する。	-	1週間～
3		必要運転資金額やその手当体制について、連携事業者間でチェック体制を整える。	-	1週間～
4	親事業者等がファイナンスするルールを設けるほか、連携事業者において団体保険や団体共済等の加入を検討する	他企業との連携BCPを策定することによって、BCP特別保証制度など、災害時に復興・運転資金が受けられる体制をとる。	-	1か月～
5		有事の際に、サプライチェーンの頂点企業や連携企業の幹事企業が一時的に資金を支援する仕組みを設ける。	-	1か月～
6		連携企業団体に加入できる団体保険や共済への加入を検討する。	-	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - E (1/2)

災害発生後も事業を継続するために、連携事業者が行う情報（重要情報の保護等）に関する対策をあらかじめ決定・共有します。

記載例

E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容
		• 共同で重要情報をバックアップするためのサーバ等を他の地域に設置している。
		連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割
		• 連携事業者における役割を記載すること。



考え方

- ① 次頁の対策事例を参考に必要な対策を検討し記載します。検討のポイントは以下のとおりです。
 - 重要事業継続のために、どのような情報が必要ですか？
 - 各企業が実施している情報の保護方法はどのような方法ですか？
 - 情報の相互利用にむけて、連携事業者でどのような体制を整備しますか？
- ② ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような目的のために」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 代替生産に向けて、製品の設計データや生産ノウハウの相互共有を進めることが有益な一方、当該情報には、製造技術、ノウハウ、顧客情報等に関する事項も含まれるため、営業秘密の漏えい防止対策を併せて講ずる等、適切な対策を講じる事が必要です。
- ✓ 事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※B~Dいずれかの経営資源について、一つ以上の取組を記載する事が必要です。
- ✓ 平時においても有効な対策から試してみましょう。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - E (2/2)

重要情報の保護に向けた取組の例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	共同でバックアップサーバ等を他の地域に設けるなど、重要情報の保護について対策を設ける	災害時にも情報資産にアクセスできるよう、〇〇を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド環境にデータを保管する ・バックアップデータを遠隔地に保管する ・データを複数拠点で保管する 	-	1週間～
2		重要電子データのバックアップを目的に、連携企業が連帯してオンラインストレージサービスを活用する。オンラインストレージサービスの活用によって、災害時でも情報へのアクセスを可能とするだけでなく、連帯して情報ベンダーと調整することによって、導入作業の効率化やディスカウントを図る。	-	1か月～
3	予めルール化した上で、連携事業者間で重要情報の相互保管を実施する	(同業他社と災害時の代替生産に係る協定を締結した場合) 代替生産に必要な情報〇〇の開示準備を行う(または、情報を開示して代替生産が可能かをテストする)。	-	1か月～
4		災害時に限り、地域内の連携した複数の企業間・事業者間で、データベースの共有を行う契約をあらかじめ締結する。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域の複数の病院同士で、災害時のみ患者の既往歴を共有できるようにし、負傷者への対応をスムーズかつ適切に行えるようにする。 ・複数の運送会社同士で、インフラや運行状況に関する情報を災害時のみ共有し、無駄のないスムーズな運送ができるようにする。 	-	1か月～
5	連携事業者間で重要情報保護に関する啓発活動を実施する	重要情報(例えば製品設計図や製品規格等)について、各社でどの様にバックアップを取っているのかを共有し、ノウハウを共有するとともに有事の際の代替生産の際に活用できるようにする。	-	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - その他

その他の具体的対策事例

初動対応、事業継続に直結するもの以外で、行っておくと有益な事前対策例です。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	被災時の〇〇（各種インフラ・機能）の脆弱性評価を平常時に行う。 例） ・道路、建物 など	-	1週間～
2	連携団体として共同で確保すべき外部委託先があるかどうか（修理・保守サービス等技術専門家、ロジスティクス等の事業者手配等）を検討する。	-	1週間～
3	連携団体として優先的に復旧すべき製品・サービス等がないか検討する。	-	1週間～
4	（工業団地など近隣地区で企業が集積している場合）一時避難所は〇〇とし、避難ルートは〇〇とする。	-	1日～
5	（工業団地など近隣地区で企業が集積している場合）連携団体として、共同で帰宅困難者向けの物資（食料、水、懐中電灯等）を備蓄する。	非常食 400円～/ 食	1週間～
6	（工業団地など近隣地区で企業が集積している場合）軽症者の応急処置手順や設備のほか、重篤な負傷者の搬送手段や搬送先などについて、事前に手順を整えておく。	-	1週間～
7	被災した企業や地域を訪問し、備えておくべき事前準備等を共有してもらう。	-	1週間～
8	連携団体として各企業に求めたい防災対策を検討し、ガイドラインとして配布する。	-	1週間～
9	（工業団地など近隣地区で企業が集積している場合）災害時の〇〇の優先配給先や各社の使用量制約等を平常時に決めておく。 例） ・工業油 ・工業水 ・資機材 など	-	1週間～
10	連携事業者間で、有事の際に優先して復旧すべき施設・エリアをあらかじめ特定しておく。	-	1週間～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

5. 事業継続力強化設備等の種類 (1/2)

税制優遇を受けるため、連携事業者が共同または単独で導入する設備等の詳細を記入します。

※税制措置を活用しない場合は記載不要です。

記載例

	4(3)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1	C	H31.5	大型自家発電設備/METI01	●●県/××市〇〇—〇—〇
2	C	H31.6	制震装置/METI02	●●県/××市〇〇—〇—〇
3	C	H31.7	排水ポンプ/METI03	●●県/××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	器具備品	700	1	700
3	機械装置	1,500	2	3,000

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	✓



考え方

- ① 事業継続力強化設備等について租税特別措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。税制優遇を受けられる設備導入を予定していない場合は記載されていなくても構いません。
- ② 「4(3)の項目」欄には、「4(3)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA~Dのどの項目に対応するものなのかを記載します
- ③ 租税特別措置は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外であるため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付してください。



注意点

- ✓ 税制優遇の対象設備についてはP53をご確認下さい。
- ✓ 本欄に記載した設備は「4(3)B 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」にも記載してある必要があります。
- ✓ 設備を連携事業者間で共同購入する場合も持ち分を、複数社が所有する場合はそれぞれの所在地を記載する必要があります。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

5. 事業継続力強化設備等の種類 (2/2)

税制優遇を受けられる設備一覧

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※上記の設備価格要件については「消費税抜」での価格表示となります。

・本税制の対象となる設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成等に資する設備が対象です。
※ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①又は②に該当する設備は対象外となります。

①消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備

②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

6. 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容（1/2）

事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

記載例

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	



考え方

- ① 中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合、名称や住所、協力の内容を記載します。
- ② ①のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

6. 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容 (2/2)



協力の内容の具体例

例えば、以下のような協力が考えられます。

- **中小企業団体中央会、商工会又は商工会議所**による連携事業継続力強化の取組を組成するための斡旋・情報交換の場の設定
- **親事業者**がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請け中小企業者を対象とした一括支援
- **地方公共団体**が行う地域における面的連携の仲介や環境整備
- **サプライチェーンにおける親事業者**が行う、下請け中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組の支援、下請協力会や業界単位での取組の支援 等
- **損害保険会社**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援 等
- **政府系金融機関、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域金融機関**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援 等
- **地方公共団体**が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施 等
- **商工会及び商工会議所**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告 等
- **中小企業団体中央会**が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有 等

7. 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組（1/2）

事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合の実効性も求められます。計画が災害時に使えるものにするための取組を検討しましょう。

記載例

① 平時の推進体制の整備

- 連携事業者の取組については、連携事業者の経営陣の合意の下、各社の総務課長相当の会議を設置し、調整を図ることとし、各社はその取組内容について必要に応じて経営層に報告・相談することとしている。また、具体的な取組内容の検討は、持ち回りで幹事会を設置し、検討を図る。
- 既存の組合評議会を活用して、事前対策の検討や、災害発生時の相互調整を図ることとする。またこれらの評議会による災害対応は参画する連携事業者の経営層の了解を得て取り組んでいる。

② 訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- 連携事業者が参加して、情報共有訓練を年1回実施している。
- メールやSNSなどを活用して相互の取り組みに意見できる体制を整備している。



考え方

- ① 実効性を確保するために、平時から行う取組を検討します。
- ② 連携の取組を行う前提として、連携事業者は以下の3点全てについて、自社の取組を検討しておくことが有効です。
(個々の事業者の取組について申請書への記載は不要です)
 - 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える
 - 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える
 - 年1回以上、事業継続に向けた取り組み内容の見直しに係る検討を実施する
- ③ 連携事業継続力強化計画では、連携事業者が上記①の取組を行いつつ、連携による取組が実効性のあるものとなるような取組を検討し、記載してください。
 - 全ての連携事業者が参加する平時からの推進体制の整備
 - 連携による取組に係る訓練や、連携事業者内における連携事業継続力強化計画に基づく取組に係る参加事業者の従業員への教育
 - 連携事業者における当該計画の妥当性の検討と必要に応じた見直しを図るための取組（1年に1回の見直し会議など）



注意点

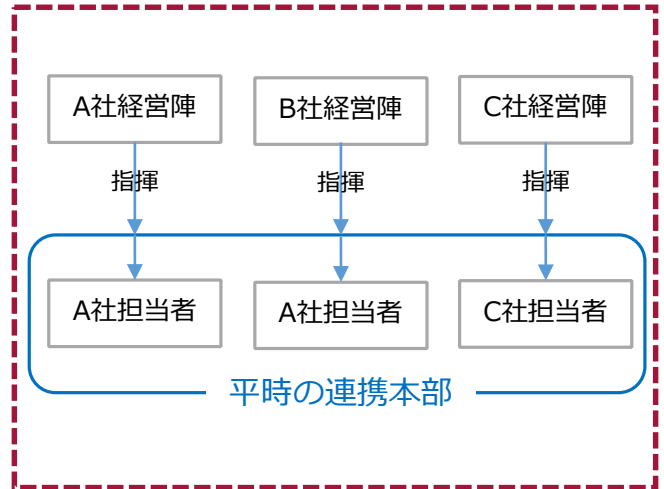
- ✓ 実効性確保に向けては、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

7. 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (2/2)

体制の構築

- ✓ 連携事業者間の調整を図る体制については、連携事業者の経営層の指揮の下、調整する機関（平時の連携本部）がその役割を担うほか、既存の組合評議会などを活用して相互調整を図ることも可能です。
- ✓ 必ずしも連携本部を設置する必要はありませんが、連携事業者間の実効性のある体制が図られていることが重要です。



訓練・教育の実施

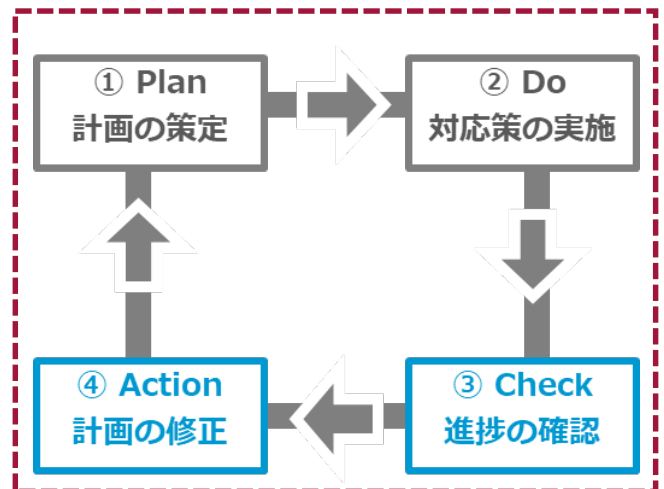
- ✓ 連携事業継続力強化計画の考え方や内容が連携事業者の社内で浸透するためには、定期的な訓練や教育が必要です。
- ✓ 連携した取組を定期的に実施することはもちろんのこと、個々の事業者における取組をあらかじめ決めておくことも効果的です。

教育・訓練活動の例

- 毎年1回以上、個々の事業者において経営者が従業員に対して連携事業継続力強化計画の説明を行うほか、改善点・要望をヒアリングする
- 毎年一回以上、連携事業者間において個社としての取組状況の共有や、計画・役割分担の見直しを行う
- すべての連携事業者が参加した有事を想定した情報共有訓練を、年に一回実施する

訓練の見直し

- ✓ 計画の見直しについては、①外部・内部環境変化への対応、②連携事業継続力強化計画の見直し、という二つに分けられます。
- ✓ それぞれ二つの視点から計画の見直し責任者や見直しの時期をあらかじめ決めておくことが重要です。



3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

8. 実施時期

本計画の実施時期を記載します。

記載例

8 実施時期

2019年10月～ 2021年9月



注意点

- ✓ 実施期間について、**3年以内の取組**であることを確認してください。
- ✓ 状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

9. 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

連携事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。

記載例

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
事前対策	当該連携に係る協定に基づき生産代替等を行う事業者において生産設備の増強を図る	日本政策金融公庫からの融資	5000
事前対策	被災時にも原材料等を確保するため、原材料等のストックについて、連携事業者間が協力して倉庫を分散かするために必要な共同倉庫設置費用など	民間金融機関からの借入	2000
事前対策	当該計画に基づいて実効性ある対応が行えるか、連携事業者各社の経営者・従業員における年1回の訓練実施費用(会場設営経費)	民間金融機関からの借入	1000



考え方

- ① 計画に記載された事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組を確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。
- ② 「誰が」「何の目的で」「どのような使い方をするか」を簡潔に記載してください。



注意点

- ✓ 「5 連携事業継続力強化設備等の種類」に記載のある、連携事業継続力強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載する必要があります。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資を受けて設備導入を予定している場合、4(3)のB、C、Eの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。

参照

5. 事業継続力強化設備等の種類
4(3). 事業活動強化に資する対策及び取組 - B、C、E

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

10. 関係法令の遵守

各種関係法令の順守状況を確認し、にチェックを付します。

記載例

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓



注意点

- ✓ 関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、チェックを付してください。

4. ご利用可能な支援措置

4. (1) 金融支援

各種金融支援の概要

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。

貸付金利 設備資金について、基準金利率から0.9%引下げ（運転資金については基準金利率）
※基準金利率：中小企業事業1.11% 国民事業1.91%（令和元年7月1日現在、貸付期間5年の場合）

貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

貸付期間 設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

- ② 中小企業信用保険法の特例
中小企業者は、連携事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

補償限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

4. (1) 金融支援

適用対象者

※①～②の番号は前ページからの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等 (中小企業等経営強化法第2条第2項)	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人(※1) (イに該当する者を除く)	イ. 中小企業者(※2)
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	(※2)【中小企業者の定義】のとり
連携事業継続力強化計画の認定	○	○
①日本政策金融公庫による低利子融資 ②中小企業信用保険法の特例	×	○

※1【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下(資本・出資を有しない場合)の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2【中小企業者の定義】

		製造業 その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

4. (1) 金融支援

適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～⑦の番号はP12,13の各種金融支援番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①	日本政策金融公庫 事業資金ダイヤル	0120 - 154 - 505
①'	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098 - 941 - 1785 098 - 941 - 1795
②	各都道府県の信用保証協会	各都道府県の信用保証協会

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

4. (2) 税制措置

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制では、認定された連携事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できます。

適用対象者

※ 平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用される中小企業者等について記載しています。

青色申告書を提出し、下記のいずれかに該当する、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条1項の認定を受けた同法の中小企業者です。

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- 協同組合等

※ ただし、次の法人は、資本金が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

適用期間

令和3年3月31日まで。

※ 期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供すことが必要です。

4. (2) 税制措置

対象設備

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※上記の設備価格要件については「消費税抜」での価格表示となります。

適用手続

- (1) 事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備を取得してください。
- (2) 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※ 本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください。

5. よくあるご質問

(1) 計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は45日です。申請書に不備がある場合は、各地方経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

(2) 手続きの基本的な流れを教えてください。

- (連携)事業継続力強化計画の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが必須の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。

(3) 計画について、どのような取組をすればよいかわからない場合、基本方針や作成指針、及び申請の手引きの記載例などを参考に計画を策定してもよいのでしょうか。

- 基本方針や作成指針、記載例は、計画の検討にあたりどのような取組を行えばよいかの一事例として示しているため、これらを参考としていただいてもかまいません。また、社内で検討して必要な取組をおこなっていただいても構いません。

(4) 計画について、申請書の全ての事項について記載する必要があるのでしょうか。

- 任意事項については、自社にとって必要な対策・取り組みの場合のみ記載していただくこととなります。

(5) 災害発生時に計画を実効できなかった場合、(連携)事業継続力強化計画の認定は取りされますか。

- (連携)事業継続力強化計画に基づいて災害時に計画を実行できなかったことをもって認定を取り消すことはありません。しかし、あまりにも計画と乖離していた場合(導入した自家発電等を災害時において使用しなかった等)は、中小企業等経営強化法第51条第2項、又は第53条第2項に基づき、認定を取り消すことがあります。

5. よくあるご質問

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討マップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

(6) 認定を受けた事業者について、事業者名などが公表されることがあるのでしょうか。

- ▶ (連携) 事業継続力強化計画の認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPにおいて事業者名、住所等を公表します。
※計画の内容については公表いたしません。

(7) 認定を受けたあと、事業継続力強化設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- ▶ 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第21（連携事業継続力強化計画は様式第23）」の「認定（連携）事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- ▶ なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第50条第3項（連携事業継続力強化計画は第52条第3項）の認定基準にてらし、認定を受けた（連携）事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

(8) (連携) 事業継続力強化計画は、どこに申請すれば良いでしょうか。

- ▶ 事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局にご提出ください。
- ▶ 連携事業継続力強化計画については、代表する企業が所在する経済産業局に申請してください。

(9) 事業継続力強化計画と、連携事業継続力強化計画の両方を申請し、認定を受けることは可能なのでしょうか。

- ▶ 計画の申請は可能ですが、それぞれの計画に基づいて防災・減災対策を行えるような取組である必要があります。

(10) 事業継続力強化認定ロゴマークが公表されていますが、どのような場合、当該ロゴマークを使用できるのでしょうか。

5. よくあるご質問

- ▶ 本ロゴマークは、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業及び、連携事業継続力強化計画に共同で実施する大企業等においては、認定をもってロゴマークの使用が可能となります。その際は以下URLに記載されている「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約」を必ず、ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

- ▶ 一方、認定を得ずとも本制度の周知等広報の目的でロゴマークを使用したい場合、経済産業省に「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出する必要があります。

(11) (連携) 事業継続力強化計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- ▶ 計画認定自体には特に期限がありませんが、設備を取得する計画の場合必ず設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。

(12) 連携事業継続力強化計画の代表者は誰でもよいのでしょうか。例えば、大企業が中心となっている場合、大企業でもよいのでしょうか

- ▶ 代表者は、必ず中小企業者または中小企業の組合のみが代表者となります。連携に参加する中小企業者の中で、話し合って決めて下さい。

(13) 連携事業継続力強化計画は、中小企業者が1者だけ参加、それ以外は中堅企業・大企業でも認定申請を行うことはできるのでしょうか。

- ▶ 連携事業継続力強化計画は、2者以上の中小企業者が参加している必要があります。
- ▶ なお、中小企業者が単独で事業継続力強化計画を申請し、その協力者として大企業や中堅企業が関与するという場合も認定を受けることができます。

(14) 事業継続力強化計画の関係者又は、連携事業継続力強化計画の協力関係者は、計画認定を受けた場合の支援措置を受けることができるのでしょうか。

- ▶ 関係者や協力関係者は、中小企業であっても支援措置を受けることはできません。

5. よくあるご質問

1 手引きの構成

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

(15) 連携事業者に変更があった場合、その都度、変更申請が必要なの
でしょうか。

▶ 連携事業者に変更があった場合、その都度、変更申請は必要となります。

(16) 組合に参加する中小企業が、連携事業継続力強化計画を申請する
場合、組合に参加するすべての中小企業が参加する必要があるの
でしょうか。

▶ 組合に参加する全ての中小企業が参加する必要はありません。

(17) 連携事業継続力強化計画については、連携に参加する全ての事業
者に事業活動に影響を与える自然災害を想定が求められていますが、参
加する事業者が全て、想定しないと認定を受けられないのでしょうか。
また想定しているかどうかわからない場合は、認定を受けることはでき
ないのでしょうか。

▶ 連携に参加する全ての事業者が取り決める必要があります。また、取り決めがなされているか確認する必要があります。

(18) 連携事業継続力強化計画については、連携に参加する全ての事業
者について、従業員等の避難に関する手順や、従業員等の安否確認を行
う手順が取り決められていないと認定を受けられないのでしょうか。ま
た連携事業者全てが取り決めているかわからない場合は、認定を受ける
ことはできないのでしょうか。

▶ 連携に参加する全ての事業者が取り決める必要があります。また、取り決めがなされているか確認する必要があります。

(19) 自社が所在する地域において、事業活動に影響を与える自然災害
が発生しないような地域の場合、計画認定を受けることはできないの
でしょうか。

▶ 自社が所在する地域において事業活動に影響を与える自然災害発生しない地域に所在していることの検討を行うとともに、取引先の所在する地域や自社の周辺地域において、自社の事業活動に影響を与える自然災害が想定される場合、それらの自然災害に対する計画として認定申請を行うことができます。

(20) これらの支援措置は業種問わず利用することは可能でしょうか。

▶ 中小企業防災・減災投資促進税制において指定事業は定めておりません。

6. ホームページ・問い合わせ先

7. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

事業継続力強化計画による支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営安定支援・BCP
→ 事業継続力強化計画)

<問い合わせ先>

○事業継続力強化計画について (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	03-3501-0459
北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局	産業部 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	産業部 経営支援課	092-482-5592
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755